

3 参考資料 (3) 環境の保全と創造に関する条例に基づく工場等における騒音の規制基準

環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準

平成8年3月29日 兵庫県告示第542号

別表第6

騒音の規制基準

区 分	規 制 基 準 (単位 デシベル)		
	昼 間 (午前8時から 午後6時まで)	朝 夕 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日 の午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

備考1 この表の第1種区域から第4種区域までの市町ごとの区分は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、知事が指定する地域の区域の区分によるものとする。

なお、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、加古川市及び宝塚市における区域の区分は第1種区域から第4種区域までとし、区分の詳細図は、兵庫県庁（環境局大気課）及び関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第138号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号及び第9号に掲げる工業専用地域又は臨港地区が、第2種区域、第3種区域又は第4種区域と隣接する場合、当該工業専用地域及び臨港地区のうち第2種区域、第3種区域又は第4種区域との境界線から100メートルの区域内における規制基準は、第4種区域の規制基準によるものとする。
- 測定場所は、騒音を発生する工場等の敷地境界線上とする。ただし、3に規定する場合の測定場所は、当該境界線上とする。
- デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

6 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。

この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731:1983に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合には、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則、かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。